【周知依頼】
「令和８年度最低賃金額の改定及び各種賃上げ支援施策について」

農林水産省
（厚生労働省）

日頃から農林水産行政に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。

このたび、厚生労働省より令和８年度最低賃金額の改定及び各種賃上げ支援施策に関する周知依頼がありました。

令和８年度の地域別最低賃金につきましては、10 月１日から順次発効されています。また、改定額の履行確保及び各種賃上げ支援施策の活用促進に向けて周知・広報が行われています。

詳細につきましては、添付資料をご参照くださいますようお願いいたします。

・令和８年度地域別最低賃金改定状況（添付１）
・支援策一覧リーフレット（添付２）
・労務費転嫁指針概要（添付３）
・令和８年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（抜粋）（添付４）

また、最低賃金特設サイトにポスター、パンフレット等が掲載されておりますので、併せてご活用ください。

（最低賃金特設サイト：https://saiteichingin.mhlw.go.jp/）

【問い合わせ先】
労働基準局賃金課　指導係　髙橋、八ツ田（5546）
髙橋：takahashi-yuuta@mhlw.go.jp
八ツ田： yatsuda-tomonori.v47@mhlw.go.jp

令和８年度　地域別最低賃金　改定状況

都道府県名	改定額【円】 ※括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額		引上げ額【円】	発効年月日
北海道	1,131	（ 1,075 ）	56	令和8年10月1日
青　森	1,090	（ 1,029 ）	61	令和8年10月29日
岩　手	1,090	（ 1,031 ）	59	令和8年12月1日
宮　城	1,098	（ 1,038 ）	60	令和8年10月1日
秋　田	1,090	（ 1,031 ）	59	令和8年10月14日
山　形	1,092	（ 1,032 ）	60	令和8年10月30日
福　島	1,094	（ 1,033 ）	61	令和8年10月16日
茨　城	1,136	（ 1,074 ）	62	令和8年10月18日
栃　木	1,125	（ 1,068 ）	57	令和8年10月1日
群　馬	1,120	（ 1,063 ）	57	令和8年10月3日
埼　玉	1,196	（ 1,141 ）	55	令和8年10月1日
千　葉	1,195	（ 1,140 ）	55	令和8年10月1日
東　京	1,280	（ 1,226 ）	54	令和8年10月1日
神奈川	1,279	（ 1,225 ）	54	令和8年10月1日
新　潟	1,108	（ 1,050 ）	58	令和8年10月1日
富　山	1,119	（ 1,062 ）	57	令和8年10月1日
石　川	1,113	（ 1,054 ）	59	令和8年10月3日
福　井	1,112	（ 1,053 ）	59	令和8年10月4日
山　梨	1,113	（ 1,052 ）	61	令和8年11月1日
長　野	1,117	（ 1,061 ）	56	令和8年10月2日
岐　阜	1,121	（ 1,065 ）	56	令和8年10月1日
静　岡	1,154	（ 1,097 ）	57	令和8年10月15日
愛　知	1,195	（ 1,140 ）	55	令和8年10月1日
三　重	1,143	（ 1,087 ）	56	令和8年10月1日
滋　賀	1,136	（ 1,080 ）	56	令和8年10月3日
京　都	1,180	（ 1,122 ）	58	令和8年11月16日
大　阪	1,231	（ 1,177 ）	54	令和8年10月1日
兵　庫	1,172	（ 1,116 ）	56	令和8年10月1日
奈　良	1,107	（ 1,051 ）	56	令和8年10月4日
和歌山	1,101	（ 1,045 ）	56	令和8年10月3日
鳥　取	1,090	（ 1,030 ）	60	令和8年10月3日
島　根	1,092	（ 1,033 ）	59	令和8年10月10日
岡　山	1,104	（ 1,047 ）	57	令和8年10月2日
広　島	1,141	（ 1,085 ）	56	令和8年10月11日
山　口	1,101	（ 1,043 ）	58	令和8年10月8日
徳　島	1,103	（ 1,046 ）	57	令和8年11月1日
香　川	1,092	（ 1,036 ）	56	令和8年10月1日
愛　媛	1,093	（ 1,033 ）	60	令和8年11月1日
高　知	1,086	（ 1,023 ）	63	令和8年10月29日
福　岡	1,114	（ 1,057 ）	57	令和8年10月4日
佐　賀	1,095	（ 1,030 ）	65	令和8年11月15日
長　崎	1,087	（ 1,031 ）	56	令和8年11月2日
熊　本	1,092	（ 1,034 ）	58	令和8年12月1日
大　分	1,096	（ 1,035 ）	61	令和8年11月1日
宮　崎	1,085	（ 1,023 ）	62	令和8年10月24日
鹿児島	1,090	（ 1,026 ）	64	令和8年10月25日
沖　縄	1,086	（ 1,023 ）	63	令和8年12月2日

最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
中小企業庁

1．賃金引き上げに関する支援

①業務改善助成金

問い合わせ先
・業務改善助成金コールセンター
0120-366-440（平日 9:00～17:00）
・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。

②キャリアアップ助成金

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、賃金引き上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

③賃上げ促進税制

問い合わせ先
・中小企業税制サポートセンター

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税額）から税額控除できる制度です。

④企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

問い合わせ先
・日本政策金融公庫　0120-154-505
・沖縄振興開発金融公庫　0120-981-827

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げに取り組む中小企業・小規模事業者が必要とする設備資金や運転資金を特別利率で支援します。
（※）審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

⑤賃上げ貸付利率特例制度

問い合わせ先　・日本政策金融公庫　0120-154-505
・沖縄振興開発金融公庫　0120-981-827

公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、融資後２年間、利率を 0.5%控除します。
（※）審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

2．生産性向上に関する支援

⑥固定資産税の特例措置

問い合わせ先
＜先端設備等導入計画の作成等について＞
・先端設備等の導入先の市区町村
＜税制について＞
・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）

中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。

⑦中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

問い合わせ先
・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
（平日９：30～12：00、13：00～17：00）

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

⑧中小企業成長加速化補助金

問い合わせ先
・中小企業成長加速化補助金事務局
0570-07-4153、03-4446-4307(IP 電話等からのお問い合わせ)

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高 100 億円超を目指して行う大胆な投資を支援します。

⑨中小企業経営強化税制

問い合わせ先
・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）

中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の 10%（資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は７%）の税額控除を選択適用することができます。

⑩中小企業省力化投資補助金

問い合わせ先
・中小企業省力化投資補助事業コールセンター
0570-099-660（9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く））

人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

⑪デジタル化・AI 導入補助金

問い合わせ先
・中小企業デジタル化・AI 導入支援事業コールセンター　0570－666－376

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた AI を含む IT ツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援します。

⑫新事業進出・ものづくり商業サービス補助金

問い合わせ先
・新事業進出・ものづくり商業サービス補助金事務局　コールバック予約システム
https://shinjigyou-monodukuri.reserve-apps.com/callback/resv/

中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援します。

⑬事業承継・M&A 補助金

問い合わせ先（補助金事務局）
・専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠
050-3145-3812
・事業承継促進枠　050-3192-6274
・PMI 推進枠　050-3192-6228

事業承継前の設備投資等にかかる取組、M&A 時の仲介・フィナンシャルアドバイザー等の専門家の活用、M&A 後の PMI にかかる専門家の活用や設備投資の取り組み、再チャレンジを伴う廃業に係る取組等を支援します。

⑭小規模事業者持続化補助金

問い合わせ先
＜商工会の管轄地域で事業を営む方＞
・商工会地区事務局　問合せ先は URL 参照
https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/

＜商工会議所の管轄地域で事業を営む方＞
・商工会議所地区事務局　03－6634－9307
https://r6.jizokukahojokin.info/

商工会地区　商工会議所地区

小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援します。

⑮省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

問い合わせ先（補助金事務局）
・一般社団法人環境共創イニシアチブ
・（Ⅰ）工場・事業場型
（先進枠）　03-5565-3840
（一般枠/中小企業投資促進枠）　03-5565-4463
（サプライチェーン連携枠）　03-5565-4463
・（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型　03-5565-3840
・（Ⅲ）GX 設備単位型/設備単位型
ナビダイヤル　0570-01-5116
ＩＰ電話　042-303-0855
・（Ⅳ）エネルギー需要最適化型
03-5565-4773

工場・事業型　設備単位型

省エネ設備や電化・脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の更新を支援します。

３．取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑯受託適正取引等の推進のためのガイドライン

問い合わせ先
・中小企業庁取引課
03-3501-1511(内線：5291)

委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の受託適正取引等の推進のためのガイドライン（取引適正化ガイドライン）を策定しています。

⑰パートナーシップ構築宣言

問い合わせ先
＜「宣言」の内容について＞
・中小企業庁取引課
03-3501-1511(内線：5291)
＜「宣言」の提出・掲載について＞
・（公財）全国中小企業振興機関協会
03-6228-3802

受託中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取り組みを「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

⑱労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

問い合わせ先
・公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課　優越的地位濫用未然防止対策調査室　03-3581-3378

労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注者・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。

⑲官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

問い合わせ先
・中小企業庁取引課
03-3501-1511(内線：5291)

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。

⑳官公需情報ポータルサイト

問い合わせ先　・中小企業庁取引課　03-3501-1511(内線：5291)

国や独立行政法人、都道府県、市町村等がホームページ上に掲載している入札情報を収集し、掲載しています。

４．資金繰りに関する支援

㉑セーフティネット貸付
（経営環境変化対応資金）

問い合わせ先
・日本政策金融公庫　0120-154-505
・沖縄振興開発金融公庫　0120-981-827

一時的に売上減少等業況が悪化しているものの、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者であればご利用いただくことが可能です。
（※）審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

㉒小規模事業者経営改善資金融資制度
（マル経融資）

問い合わせ先
・事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
・日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。
（※）審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

５．その他、雇用（人材育成）に関する支援

㉓地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。

㉔人材確保等支援助成金

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取り組みにより従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。

雇用管理制度・雇用環境整備助成コース：３%、５%又は７%以上の賃上げを行った場合は支給額が加算されます。

テレワークコース：５%以上の賃上げを行った場合は支給額が加算されます。

㉕人材開発支援助成金

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

㉖建設事業主等に対する助成金

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、人材開発支援助成金、人材確保等支援助成金、トライアル雇用助成金の一部コースで助成を行います。

㉗早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

雇入れ支援コース：事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇い入れ、雇入れ前と比較して５%以上賃上げした場合に助成します。

中途採用拡大コース：中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇い入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して５%以上賃上げした場合に助成します。

雇入れ支援コース

中途採用拡大コース

㉘産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し５%以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成（上限額 9,110 円／１人１日あたり（１事業主あたり 1,000 万円））します。

㉙働き方改革推進支援助成金

問い合わせ先
・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

労働時間の削減等に向けた環境整備を目的として、外部専門家によるコンサルティングや労務管理用機器等の導入等を実施した場合にコースに応じた上限額を助成します。賃金や割増賃金率を引き上げた場合に、要件に応じた助成上限額の加算制度もあります。

（※）令和８年度の交付申請期限は 11 月 30 日（月）です。

㉚よろず支援拠点

問い合わせ先
・各都道府県のよろず支援拠点

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

㉛取引かけこみ寺

問い合わせ先
・（公財）全国中小企業振興機関協会
・各都道府県の取引かけこみ寺
0120-418-618

中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。

㉜働き方改革推進支援センター

問い合わせ先
・全国の働き方改革推進支援センター

全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者等の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引き上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する相談対応やコンサルティング、セミナー等を実施しています。ぜひお気軽にご相談ください。

㉝中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」

問い合わせ先（無料会員登録やログイン方法）
・ミラサポ plus 運営事務局
initialization@support.mirasapo-plus.go.jp
※補助金等のご質問は、本サイトに掲載の各補助金事務局にお問い合わせ下さい。

中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。

令和 7 年 10 月、賃上げ・最低賃金特設ページを設置し、人件費計算シミュレーション機能などを追加しました。賃上げや最低賃金の対応に役立つ情報を多数まとめています。

厚生労働省では、事業主の皆さまの賃上げを支援しています

労働市場全体の「賃上げ」に向けた賃上げ支援助成金パッケージ、賃上げに役立つ情報をまとめた「賃金引き上げ特設ページ」、各都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧はこちら

賃上げ支援助成金パッケージ

賃金引き上げ特設ページ

都道府県労働局所在地一覧

経済産業省では、各支援機関での伴走支援の強化を行っています

最低賃金、賃上げ等に関するご相談はお近くの支援機関（商工会・商工会議所、よろず支援拠点、認定経営革新等支援機関、中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎセンター等）まで
※各支援機関の連絡先は賃上げ・最低賃金対応支援特設サイトから

買いたたきなどの違反行為をしていると疑われる委託事業者に関する情報を広く受け付けています

お近くの労働基準監督署においても情報を受け付けています。
※都道府県労働局所在地一覧参照

情報提供フォームはこちら

（R8. 9）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針【概要】

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の１２の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）上の問題が生じない**旨を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、
②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、
③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて１年に１回や半年に１回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引**や、**スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は中小受託取引適正化法上の買いたたきとして、受注者から協議の要請があった場合に、当該協議に応じず一方的に取引価格を据え置くことは、中小受託取引適正化法上の協議に応じない一方的な代金決定として、それぞれ問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくもの**とし、**受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については**、これを合理的な根拠のあるものとして**尊重する**こと。

★行動④:サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行う**ため、直接の取引先である**受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識**して、そのことを受注者からの**要請額の妥当性の判断に反映させる**こと。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案する**こと。

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の**相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨む**こと。
発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、価格交渉の申込み様式（例）を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、**最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いる**こと。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて１年に１回や半年に１回などの**定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング**、業界の定期的な価格交渉の時期など**受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング**、発注者の業務の繁忙期など**受注者の交渉力が比較的優位なタイミング**などの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに**受注者側からも希望する価格を発注者に提示する**こと。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②:交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の**記録を作成**し、発注者と受注者と双方で**保管する**こと。

指針の詳細について

指針の詳細については、以下のサイトをご確認ください。

・公正取引委員会ホームページ

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index/roumuhitenka.html

（別添４）

令和８年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（抜粋）

第２　中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

２　官公需における価格転嫁・取引適正化のために講ずる措置

（１）適切な予定価格の作成

①　国等は、役務及び工事等の発注に当たって予定価格を作成する際は、以下の点について確認を行い、予定価格の算定上、必要と認められる要素が反映されていない場合には、確実にこれを反映するものとする。

・市場調査の結果や各種統計等の最新の実勢価格

・契約期間中に通常見込まれる価格変動

・最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）

・需給の状況等による、原材料費及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）を含む）の価格変動

・消費税及び地方消費税の負担等

②　ビルメンテナンス業務に係る発注に当たっては、厚生労働省において策定した「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」において、最新の「建築保全業務労務単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を用いることとされていることに留意するとともに、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するものとする。

③　物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注に当たっては、物流効率化基本方針を踏まえ、国等と契約を締結した事業者から当該物品の運送を委託されたトラック事 業者等がその雇用するトラックドライバーの賃上げ原資となる適正な運賃を収受できるよう、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）附則第１条の３第１項の規定に基づく「標準的な運賃」を活用するとともに、燃料サーチャージ、有料道路使用料、附帯作業料等の追加で生じるコスト、繁忙期における運送、特殊な運送方法等に起因して追加で生じるコストについても十分に考慮するものとする。

④　国等は、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りや予定価格等の事前公表の取りやめ、また、建設業法（昭和２４年法律第

１００号）第３４条第２号に基づく「労務費に関する基準」の活用等を促進するものとする。

（５）最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

国等は、清掃、警備、洗濯、庁舎管理その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、契約期間中の最低賃金の改定見込額を含めた適切な予定価格を作成するものとする。加えて、入札金額における人件費についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。

また、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に設定するものとする。

さらに、契約後において、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対して確認し、受注者からの求めがあった場合には適切に対応するものとする。

（７）低入札価格調査制度の適切な活用等

① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を活用するものとする。低入札価格調査制度の対象とされている契約のうち、全部又は一部で同制度の設定をしていない国等の組織にあっては、制度の設定を行うものとする。

② 国等の業所管省庁は、各府省庁等に共通する主要な業種の契約について、直接人件費・直接物件費を指標とする等の新たな低入札価格調査制度の基準を設定し、国等においては、その基準を参考に基準の設定を行うものとする。

さらに、低入札価格調査制度の対象となる契約に関する入札公告・入札説明会の資料等において、調査基準に該当した場合に提出を求める積算資料等の詳細、積算資料等の提出に応じない場合又は不十分な場合には説明を求めること、積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には落札者としない場合があることを、入札参加者に事前に周知するものとする。

③ 国等は、低入札価格調査を行う際は、入札価格の内訳書における人件費、原材料費、エネルギーコスト等について、実勢価格（都道府県別の賃金水準、最低賃金額、公共工事設計労務単価、毎月勤労統計調査の賃金指数等）に沿った単価になっているかを確認するものとする。また、業務に必要な工数が適切に計上されているかを確認するものとし、その結果、合理的な理由なく業務の履

行に必要な人件費が見込まれていないと認められた場合には、落札者としないよう取り扱うものとする。

④　国は、地方公共団体における役務及び工事等の発注に際し、低入札価格調査制度、最低制限価格制度等の導入とその適切な活用が促進されるよう努めるものとする。

（１０）労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

①　工事の契約時の対応

国等は、工事の発注に当たっては、建設業法第３４条第２項に基づく「工期に関する基準」と「労務費に関する基準」を踏まえ、適正な工期の確保や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定について、契約後の状況に応じた契約変更の実施などに対して、適切に対応するものとする。

特に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更についてはあらかじめ、当該変更についての条項を契約に適切に設定するとともに、当該 条項の運用基準を策定するものとする。

さらに、発注者である国等は、主要な資材の供給の著しい減少、資材価格の高騰等の事象が発生した場合において、受注者から請負契約の内容の変更について協議の申出があった際には誠実に応じなければならない。例えば、予算の不足や過去の変更契約実績がないこと、入札による契約であることを理由に協議に応じないといった対応は行わないものとする。

②　物件及び役務の契約時の対応

国等は、物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、入札による契約を含め、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、必要に応じて契約変更を実施するなど、適切な対応をとるものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額（入札による契約を含む）の変更について申出があった場合、協議に応じない一方的な価格決定とならないよう迅速かつ適切に協議を行うものとする。さらに、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

③　全ての発注における対応

上記①、②の対応に当たっては、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「労務費の指針」という。）の発注者としての行動③に記載されている「根拠資料は公表資料に基づくものとする」等の趣旨を考慮するとともに、地方公共団体においては、令和７年度補正予算に計上された物価高騰対

応重点支援地方創生臨時交付金の活用を検討するものとする。

また、公共工事においては、コスト増加分の転嫁を行う条項を契約に適切に設定し、複数年度にわたる物件及び役務の契約においては、「労務費の指針」を参考にして発注者として行動し、国等から少なくとも年に１回以上の協議を行うように努めるものとする。なお、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく、再委託先を含めて請負代金を設定するものとする。

さらに、国等は、契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には入札による契約を含め再交渉が可能であることや、受注者がコスト増加に伴う契約金額の変更を申し出た場合に、当該受注者に対して次回以降の発注における指名・選定その他の取扱いにおいて不利に扱ってはならないものとし、あらかじめ入札説明会や入札説明資料、契約時においてその旨を説明するものとする。